



第8章

定量的な目標値と評価方法

8-1 目標値の設定

8-2 計画の進捗管理



本章では、まちづくりの方針（ターゲット）の実現に向けて誘導施策を実施していく上で、各種施策の進捗状況を確認するため、施策・誘導方針ごとに評価指標および目標値を設定します。

また、本計画の評価方法および進捗管理に関する考え方を示します。

8-1 目標値の設定

立地適正化計画を策定した場合、概ね5年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析および評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討した上で、必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の適切な見直し等を行うことが望まれます。

この際、立地適正化計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示する観点からも、例えば、生活利便性、健康福祉、行政運営等の観点から、施策の有効性を評価するための指標およびその目標値を設定することが望まれます。

本市においては、まちづくりの方針で示した4つの施策・誘導方針ごとに各種施策の進捗状況を確認するための目標指標および目標値を設定するとともに、目標値が達成された際に期待される効果目標を設定し、計画的な進捗管理を行っていきます。

(1) 施策・誘導方針1：都市機能の維持・誘導による魅力的な拠点形成に係る目標値

都市機能の維持・誘導による魅力的な拠点形成に向けては、都市機能誘導区域内における誘導施設の維持・誘導を図ることが、拠点の利便性や魅力の向上につながるものと考えられることから、「都市機能誘導区域内における誘導施設数」および「都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の割合」を目標指標として設定します。

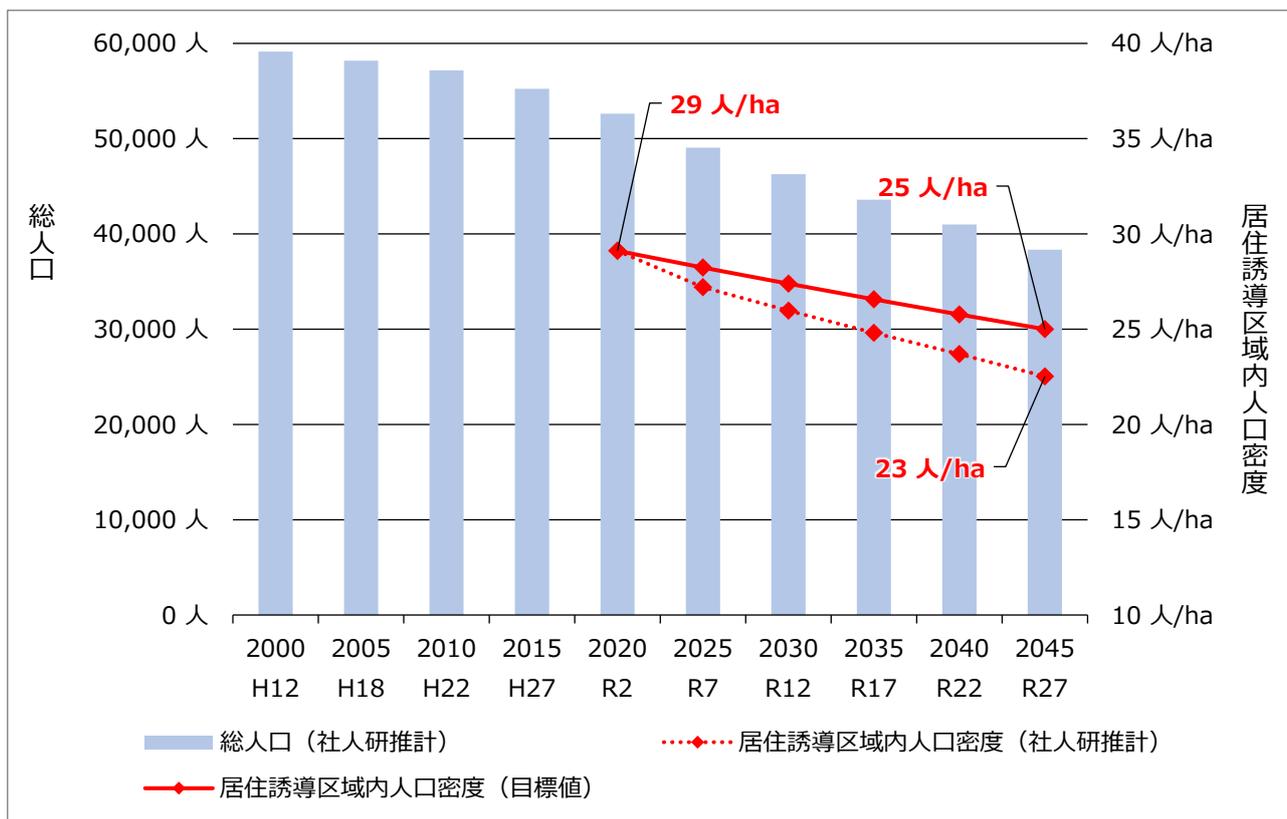
評価指標	基準値	目標値	出典等
都市機能誘導区域内における誘導施設数	54 件 (令和7年)	59 件 (令和27年)	GIS等により 算出
都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の割合 (都市機能誘導区域内の誘導施設数/市内全域の誘導施設数)	41.2 % (令和7年)	43 % (令和27年)	GIS等により 算出

(2) 施策・誘導方針2：生活利便性・安全性の高いエリアへの居住の誘導に係る目標値

生活利便性・安全性の高いエリアへの居住の誘導に向けては、居住誘導区域における人口の誘導状況を確認することが重要であることから、「居住誘導区域内の人口密度」および「居住誘導区域内の人口割合」を目標指標として設定します。

評価指標	基準値	目標値	出典等
居住誘導区域内の人口密度	29.1 人/ha (令和2年)	25.0 人/ha (令和27年)	国勢調査を基にGISを用いて算出
		社人研推計(令和6年推計)の22.5 人/haよりも人口密度の低下を抑制	
居住誘導区域内の人口割合	30.6 % (令和2年)	35.0 % (令和27年)	国勢調査を基にGISを用いて算出
		社人研推計(令和6年推計)の32.5%よりも人口集積を促進	

▼総人口と居住誘導区域内人口の推移



(3) 施策・誘導方針 3 : 子どもの成長に寄り添い、子育てを応援する環境形成に係る目標値

子どもの成長に寄り添い、子育てを応援する環境形成に向けては、子育て支援施策に関する満足度を確認するとともに、市全体における年少人口（15歳未満）の転入促進もしくは転出抑制を図ることが重要であることから、「第6次伊万里市総合計画」の指標でもある「子育て支援に『満足』、『どちらかといえば満足』している人の割合」に加え、「市全体における年少人口（15歳未満）の転出入数」を目標指標として設定します。

評価指標	基準値	目標値	出典等
市全体における子育て支援に「満足」、 「どちらかといえば満足」している人の割合	34.8 % (令和5年)	55 % (令和27年)	第6次 伊万里市総合計画
市全体における年少人口（15歳未満） の転出入数	22 人転出 (5年間の平均※)	基準値よりも 転出超過を抑制 (5年間の平均※)	住民基本台帳 人口移動報告

※ 現況値は令和2年（2020年）～令和6年（2024年）の5年間、目標値は令和22年（2040年）～令和26年（2044年）の5年間

(4) 施策・誘導方針 4 : だれもが移動しやすい交通環境の確保に係る目標値

だれもが移動しやすい交通環境の確保に向けては、公共交通利用者の維持による持続的な地域公共交通ネットワークを形成する観点から、「公共交通圏域の人口カバー率」を目標指標として設定します。

評価指標	基準値	目標値	出典等
市全体における公共交通圏域の 人口カバー率	79.3 % (令和2年)	82.0 % (令和27年)	伊万里市 地域公共交通計画 (国勢調査により算出)

8-2 計画の進捗管理

本計画は概ね 20 年後を展望した計画ですが、社会情勢の変化や上位・関連計画の見直し等を踏まえて定期的に評価、検証を行い、庁内関係各課や関係機関と連携しながら、PDCA サイクルに基づく適切な進捗管理に努め、必要に応じて適宜、計画の見直しを図ります。

なお、本計画の調査、分析および評価の時期として、都市再生特別措置法では概ね 5 年ごととなっていますが、前項で設定した目標指標のうち毎年取得可能なものに関しては、継続的にモニタリングし、その動向を把握していきます。

▼PDCA サイクルの考え方

